

物価安定目標における消費者物価指数に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年八月十一日

大久保 勉

参議院議長 山崎 正昭 殿

物価安定目標における消費者物価指数に関する質問主意書

日本銀行は本年七月の金融経済月報から、生鮮食品・エネルギーを除く消費者物価指数を発表している。

この点につき、以下質問する。

一 平成二十五年一月二十二日に出された「デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について（共同声明）」では、「日本銀行は、物価安定の目標を消費者物価の前年比上昇率で2%とする」としている。この消費者物価の定義について、政府の見解を示されたい。また、この消費者物価指数の定義を、七月の金融経済月報から発表された生鮮食品・エネルギーを除く消費者物価指数に変更することは、政策の一貫性を欠くことになるとの意見があるが、これに対する政府の見解を明らかにされたい。

二 本年八月の金融経済月報では、「消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、0%程度となっている。予想物価上昇率は、やや長い目で見れば、全体として上昇しているとみられる」とし、同時に「消費者物価の前年比は、エネルギー価格下落の影響から、当面0%程度で推移するとみられる」ともされている。この現状を鑑みれば、消費者物価指数の2%の上昇を早期に達成するという日本銀行の目標は達成困難との

意見があるが、これに対する政府の見解を示されたい。また、消費者物価指数について、生鮮食品・エネルギーを除いた場合、目標の達成が見込まれる時期に変化があるという意見もあるが、これに対する政府の見解を併せて示されたい。

右質問する。